

## 古物営業法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 情報通信の技術を利用する古物営業に係る業務に関する規定の整備

一 古物商に係る古物営業の許可を受けようとする者は、その営業の方法として、取り扱う古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを一定の通信手段により受ける方法を用いるかどうかの別に応じ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれに該当しない旨を、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する許可申請書に記載しなければならないこととする。（第五条第一項第六号関係）

二 公安委員会は、一の方法を用いる古物商について、氏名又は名称、一の文字、番号、記号その他の符号及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。（第八条の二第一項関係）

三 古物商は、売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受けの申込みを一定の通信手段により受ける方法を用いて競り売りをしようとする場合

には、あらかじめ、当該古物に関する事項に係る自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、競り売りをしようとする期間等を公安委員会に届け出なければならないこととする。  
。（第十条第二項関係）

四 古物商は、一の方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可証の番号等を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととする。  
。（第十二条第二項関係）

五 古物商が古物の買受け等しようとする場合の相手方の真偽を確認するための措置として、相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録であつて、これらの情報についてその者による一定の電子署名が行われているものの提供を受けること等を追加することとする。  
。（第十五条第一項関係）

第二 古物競りあつせん業者に係る盗品等の売買防止等のための規定の整備

一 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（古物市場を経営する営業を除く。以下「古物競りあつせん業」という。）を営む者は、公安委員会に届出書を提出しなければならないことと

する。(第二条第二項第三号及び第五項並びに第十条の二第一項関係)

二 古物競りあつせん業者は、あつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととする。(第二十一条の三関係)

三 古物競りあつせん業者は、古物の売却をしようとする者からのあつせんの申込みを受けようとするときは、その相手方の真偽を確認するための措置をとるよう努めるとともに、古物の売買をしようとする者のあつせんを行ったときは、その記録の作成及び保存に努めなければならないこととする。(第二十条

一条の二及び第二十一条の四関係)

四 古物競りあつせん業者は、その業務の実施の方法が、国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準に適合することについて、公安委員会の認定を受けることができることとともに、認定を受けた古物競りあつせん業者は、認定を受けている旨の表示をすることができることとし、この場合を除くほか、何人も、当該表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととする。(第二十一条の五第一項から第三項まで関係)

五 古物競りあつせん業（日本国内に在る者をあつせんの相手方とするものに限る。）を外国において営む者についても、四の古物競りあつせん業者と同様とする。（第二十一条の六関係）

六 古物競りあつせん業者のあつせんの相手方が売却しようとする古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合には、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、当該古物競りあつせん業者に対し、当該古物に係る競りを中止することを命ずることができるとする。（第二十一条の七関係）

七 警察本部長等は、必要があると認めるときは、古物競りあつせん業者から盗品等に関し、必要な報告を求めることができることとする。（第二十二条第三項関係）

### 第三 その他

一 警察本部長等は、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、情報通信の技術を利用する一定の方法により品触れを発することができるとする。（第十九条第三項関係）

二 警察官以外の警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所等に立ち入ること等ができることとする。（第二十二条第一項関係）

三 罰則に関する規定その他所要の規定を整備する。

#### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第一の五及び第三の二の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設けることとする。

## 古物営業法の改正の必要性

